

市税の賦課徴収に関する事務に係る 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、特定個人情報保護評価の再実施の手続を進めています。

1 評価書の公表

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、前回評価から一定期間（5年）が経過することから、市税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

現在、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）（以下「評価書」といいます。）を公示しており、御覧いただくことができます。

2 評価書に対する意見の提出

(1) 募集期間

令和5年7月13日（木）～令和5年8月14日（月）（必着）

(2) 提出方法

郵送、FAX又は電子メールにより、裏面の提出先へ御提出ください。様式は自由ですが、裏面の様式を御利用いただけます。

(3) 意見の取扱い

ア いただいた御意見については、意見募集の終了後に、個人情報を除く御意見の概要をインターネット（京都市ホームページ）で公表します。

イ いただいた御意見に対する個別の回答はしませんので、御了承ください。

ウ 本意見募集において収集した個人情報については、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

3 その他

上記の手続を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取（第三者点検）し、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

※ 評価書は、インターネット（京都市ホームページ）にも掲載しています。

【ホームページ】<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000313891.html>

【担当】

京都市行財政局税務部税制課税務推進担当
（電話：075-213-5200）

市税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）に対する意見記入用紙

【提出先】

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1 井門明治安田生命ビル 6 階

京都市行財政局税務部税制課税務推進担当 宛て

FAX 075-213-5220 E-mail: zeisei@city.kyoto.lg.jp

【御意見記入欄】

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The overall appearance is that of a standard notebook or ledger page.

※様式は自由です。(他の用紙に御記入いただいても結構です。)

※期限（令和5年8月14日）までに郵送、FAX又は電子メールにより御提出ください。（必着）

※電話では受け付けておりませんので、御了承ください。

発行：京都市行財政局税務部税制課税務推進担当
令和5年7月発行 京都市印刷物第054360号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

